

小山工業高等専門学校国際交流施設使用細則

制 定 令和5年3月15日

最終改正 令和6年3月27日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校国際交流施設（以下「国際交流施設」という。）管理運営規程第7条に基づき、国際交流施設の使用については、この細則の定めるところによる。

(使用の範囲と制限)

第2条 国際交流施設の使用は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）教職員及び本校学生の宿泊、研修、集会
- (2) 短期留学生及び引率教職員の宿泊
- (3) 国際交流事業により本校へ来校した者の宿泊
- (4) その他校長が許可した者

2 使用するときは、小山工業高等専門学校の関係教職員が指導にあたるものとする。

(使用上の手続き)

第3条 国際交流施設の使用を希望する者は、使用申込書（様式1）を学生課寮務係に提出し許可を受けなければならない。ただし、国際交流施設を利用しようとする者が遠隔地等のため、直接使用申込書を提出できない場合は、本校教職員が代わって提出することができるものとする。

2 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用申込書の記載に変更を生じ又は使用を取り止めようとするときは、使用申込書を用いて速やかに学生課寮務係に届け出るものとする。

3 使用者以外の施設内への立ち入りは禁止する。ただし、本校教職員が本校の行事又は国際交流等のために出入りする場合は除くものとする。

第4条 使用開始時及び終了時は、関係する教職員の立会いのもとで施設、設備及び備品の点検を実施するものとする。

(鍵の取扱い)

第5条 国際交流施設の鍵は、学生課寮務係で保管する。ただし、正規の勤務時間以外は、守衛所で保管するものとする。

2 使用期間中の扉の開閉及び鍵の取扱いは、使用者の責任において行い、紛失しないよう厳重に管理するものとする。

3 本校学寮と設備を共有することから、鍵の施錠や建物の出入制限については、小山工業高等専門学校学寮規則に基づく寮生の生活基準に従うものとする。

(使用上の諸注意)

第6条 期間中の使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 本校関係教職員の指導に従うこと。
- (2) 施設、設備及び備品等は大切に扱うこと。
- (3) 火気の取扱いは禁止とする。
- (4) 施設内は全面喫煙禁止及び飲酒禁止とする。

(5) 国際交流施設内及び周辺の秩序を乱したり、他人に迷惑をかけたりする行為はしないこと。

(6) 保健衛生には、十分留意すること。

(7) 使用後は、清掃及び戸締りを厳重に行うこと。

(経費の負担)

第7条 使用者は、使用期間中における別表に掲げる経費（以下「経費」という。）を本校に納入しなければならない。ただし、外国の教育・研究機関等と本校又は国立高等専門学校機構が交流協定（以下「協定」という。）を締結し、当該協定で教員、研究者及び学生の滞在費を受入機関が負担することが規定されている場合は、経費の全額又は一部を免除することができる。また、校長が特に認めた場合は、経費の全額又は一部を免除することができる。

2 使用者が自己の都合によりその使用を取消し又は変更した場合には、既納の経費は返納しない。

第8条 施設、設備及び備品を破損又は紛失した場合は、原則として使用者又は使用者所属組織の責任において弁償するものとする。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。